

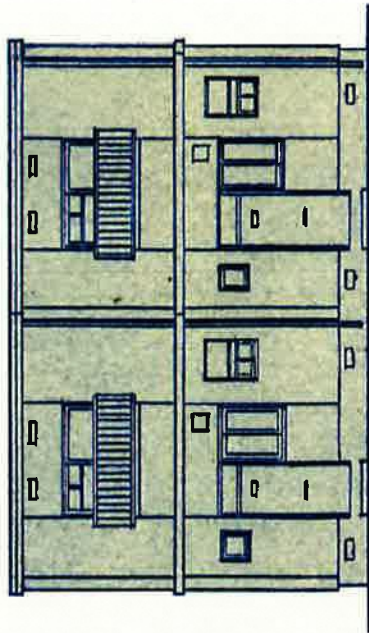
資料2

## Bタイプ住戸の家賃調整

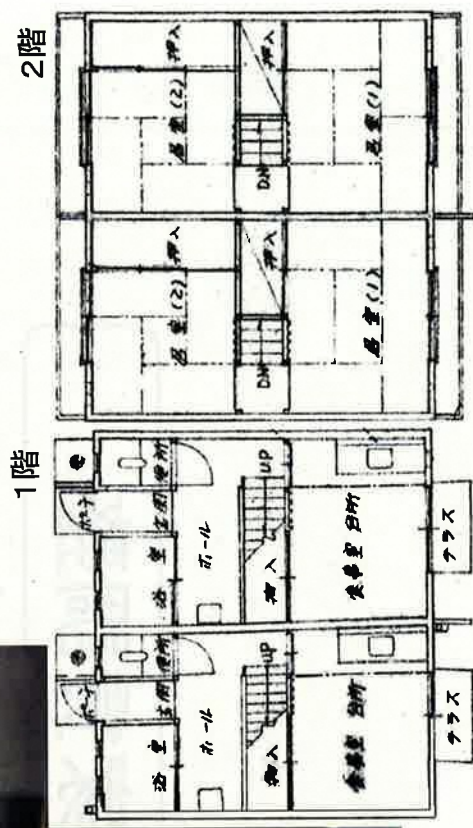
## Bタイプ住戸について



1戸部分



北立面図



平面図一例

改良住宅等Bタイプ住戸においては入居時に一世帯6人以上で世帯分離が可能な世帯に割り当てたため、原則一名義人が使用しており、現在その名義人には、**家賃を2戸分支払っていただいております。**



## 調整の考え方

### 案① 調整する(新しい減免制度を導入)

「1棟(2戸)を1名義人で使用している減免対象者で、世帯人数が6名未満となる者においては、重複設備により減免額割合に5%を追加する」

Bタイプ住戸1棟 使用者への減免 制度の考え方		世帯人数	
		6人未満	6人以上
高 (収入分位2 以上)	△ (譲渡)	×	×
低 (収入分位1)	○	×	×

+5%

収入月額(控除後)	家賃の減免額	1棟使用者
52,001円~62,400円	家賃月額の10%	15%
41,601円~52,000円	家賃月額の20%	25%
31,201円~41,600円	家賃月額の30%	35%
20,801円~31,200円	家賃月額の40%	45%
0円~20,800円	家賃月額の50%	55%

※減免割合の算出方法  
総床面積に占める総重複設備床面積の割合を算出し、その割合分減免を行う。(参考資料2-1参照)

### 案② 調整しない

